

五所川原市キャッシュレス決済等導入業務公募型プロポーザルに係る公告

五所川原市キャッシュレス決済等導入業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年6月20日

五所川原市長 佐々木 孝昌

記

1 業務概要

- (1) 業務名 五所川原市キャッシュレス決済等導入業務
- (2) 業務内容 「五所川原市キャッシュレス決済等導入業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
 - ①キャッシュレス決済等機器導入業務
契約締結の日から令和7年9月30日まで
 - ②キャッシュレス決済等機器運用保守業務
令和7年10月1日から令和12年9月30日まで
 - ③キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務
令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

2 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 公告の日において五所川原市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (4) 国税、地方税（本店所在地の県税・市町村税）を滞納していないものであること。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経

営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(6) 市区町村の発注による本事業の内容と類似の業務について、元請けとして受注し、かつ提供サービスが稼働運用中である実績を有していること。

3 応募手続等

(1) 担当（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒037-8686

青森県五所川原市字布屋町 41 番地 1

五所川原市総務部デジタル行政推進課デジタル行政係（担当：澁谷）

電話 0173-35-2111（内線 2122）

E-mail densan@city.goshogawara.lg.jp

(2) 実施要領等の交付期間及び方法

ア 交付期間

公告の日から令和 7 年 7 月 4 日（金）

イ 交付方法

(1) の場所で交付するほか、五所川原市ホームページからダウンロードすること。

(3) 参加手続等

ア 参加申請書等の提出

参加希望者は、実施要領で示された書類を次のとおり提出すること。

① 提出期限 令和 7 年 7 月 4 日（金）正午まで

② 提出場所 (1) と同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

イ 企画提案書の提出

参加資格要件を有し、企画提案書の提出を依頼された者は、実施要領で示された書類を添付し、次のとおり企画提案書を提出すること。

① 提出期限 令和 7 年 7 月 18 日（金）正午まで

- ② 提出場所 (1)と同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

4 スケジュール

	内容	期間
(1)	公募開始	令和7年6月20日(金)
(2)	質疑受付締切	令和7年6月27日(金)
(3)	質疑に対する回答	令和7年7月1日(火)
(4)	参加申請受付締切	令和7年7月4日(金)
(5)	参加資格審査結果の通知	令和7年7月8日(火)
(6)	企画提案書等の提出締切	令和7年7月18日(金)
(7)	ヒアリング・プレゼンテーション審査	令和7年7月28日(月)
(8)	審査結果の通知	令和7年8月上旬

5 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合